

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月18日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 滋賀県草津市野村2-3-2
 氏 名 住友不動産ハウジング株式会社
 戸建新築そっくりさん事業本部
 東海北陸事業所 滋賀エリア
 滋賀エリア 山本 有崇
 電話番号 050-3112-6662

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友不動産ハウジング株式会社 戸建新築そっくりさん事業本部 東海北陸事業所 滋賀エリア
事業場の所在地	滋賀県草津市野村2-3-2
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：1,119百万円
③従業員数	34人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック→処理業者へ委託→選別・破碎・焼却後、再資源化又は最終処分 ・ 紙くず→処理業者へ委託→選別・焼却後、再資源化又は最終処分 ・ 木くず→処理業者へ委託→選別・破碎・焼却後、再資源化又は最終処分 ・ 繊維くず→処理業者へ委託→選別・焼却後、再資源化又は最終処分 ・ 金属くず→処理業者へ委託→選別後、再資源化又は最終処分 ・ ガラス・陶磁器くず→処理業者へ委託→選別・破碎・焼却後、再資源化又は最終処分 ・ がれき類→処理業者へ委託→選別・破碎後、再資源化又は最終処分 ・ 混合廃棄物→処理業者へ委託→選別後、再資源化又は最終処分 ・ 石綿含有→処理業者へ委託→最終処分

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
本社 新築そっくりさん事業本部
↓
東海北陸事業所 滋賀エリア (エリア統括：処理計画統括責任者)
↓
工事部 工事担当 (処理計画作成、廃棄物担当)
↓
現場統括責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

令和7年6月18日	①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		排出量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
	・既存建物解体時に付随物の撤去を行い、産業廃棄物の分別を徹底			
	・解体工程もそれに応じて検討した			
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排出量		t	t	
(今後実施する予定の取組)				
・委託している産業廃棄物業者との連携を図り、分別することによる資源の再資源化、再生化を図る				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・現場の敷地状況によって最大限分別に努める
	・木くず、ボード類等を優先的に分別する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・大きな収集コンテナを設置するのではなく、複数のコンテナ、フレコンパックを設置し分別資源の品目を増やす

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・最終処分量の低減をはかるため、再生利用業者への処理委託を行う			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最終処分量の低減をはかるため、再生利用業者への処理委託量を増やす 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八・十三 第2面～第5面 別紙

産業廃棄物の種類 現状と計画	廃プラスチック類		建設工事の紙くず		ダンボール		建設工事の木くず		建設工事の繊維くず	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
排出量	50.40 t	50.00 t	25.97 t	25.00 t	0.30 t	0.30 t	525.39 t	520.00 t	6.86 t	6.00 t
令和7年6月18日										
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量										
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量										
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量										
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
全処理委託量	50.40 t	50.00 t	25.97 t	25.00 t	0.30 t	0.30 t	525.39 t	520.00 t	6.86 t	6.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	50.40 t	50.00 t	25.97 t	25.00 t	0.30 t	0.30 t	525.39 t	520.00 t	6.86 t	6.00 t
再生利用業者への処理委託量	22.18 t	22.00 t	25.97 t	25.00 t	0.30 t	0.30 t	525.39 t	520.00 t	1.37 t	1.30 t
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	22.18 t	22.00 t							1.37 t	1.30 t

様式第二号の八・十三 第2面～第5面 別紙

産業廃棄物の種類 現状と計画	金属くず		ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず		石膏ボード		がれき類		コンクリート破片		
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
排出量	14.01 t	14.00 t	195.30 t	190.00 t	24.45 t	24.00 t	76.37 t	76.00 t	113.37 t	110.00 t	
令和7年6月18日											
自ら再生利用を行った(行う)産業 廃棄物の量											
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関す る事項											
自ら熱回収を行った(行う)産業廃 棄物の量											
自ら中間処理により減量した(する) 産業廃棄物の量											
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海 洋投入処分に関する事項											
自ら埋立処分又は海洋投入処分を 行った(行う)産業廃棄物の量											
産業廃棄物の処理の委託に関する事 項											
全処理委託量	14.01 t	14.00 t	195.30 t	190.00 t	24.45 t	24.00 t	76.37 t	76.00 t	113.37 t	110.00 t	
優良認定処理業者への処理委 託量	14.01 t	14.00 t	195.30 t	190.00 t	24.45 t	24.00 t	76.37 t	76.00 t	113.37 t	110.00 t	
再生利用業者への処理委託量	14.01 t	14.00 t	19.53 t	19.00 t	24.45 t	24.00 t	38.95 t	38.00 t	113.37 t	110.00 t	
認定熱回収業者への処理委託 量											
認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量											

様式第二号の八・十三 第2面～第5面 別紙

産業廃棄物の種類 現状と計画	アスファルト・コンクリート 破片		管理型混合廃棄物		解体系混合廃棄物		石綿含有廃棄物			
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
排出量	1.48 t	1.00 t	0.13 t	0.10 t	53.83 t	53.00 t	58.63 t	58.00 t		
令和7年6月18日										
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量										
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量										
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量										
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
全処理委託量	1.48 t	1.00 t	0.13 t	0.10 t	53.83 t	53.00 t	58.63 t	58.00 t		
優良認定処理業者への処理委託量	1.48 t	1.00 t	0.13 t	0.10 t	53.83 t	53.00 t	58.63 t	58.00 t		
再生利用業者への処理委託量	1.48 t	1.00 t	0.10 t	0.10 t	40.37 t	40.00 t				
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										